

# 重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

### (1) 事業者の名称等

訪問看護ステーション アンカー (介護保険事業者番号：1260890152)

〒283-0062 千葉県東金市家徳 38 番地 1 電話 0475-78-3630

携帯 080-4202-2529

### (2) 事業者の職員体制

	職種	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名		1名
サービス提供者	看護師	4名		4名

### (3) サービス提供区域

東金市、山武郡市、長生郡市、八街市(左記以外の方も相談致します)

### (4) 業務時間

月～土曜日：午前9時00分～午後5時30分

### (5) 休日

日曜日(相談可能)

### (6) サービス内容

事業者は、看護計画に基づいた日程により、訪問看護サービスを提供します

### (7) サービス提供記録等

- 1) 事業者は指定居宅サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2) 利用者様は、事業者の営業時間内にその事業所内において事前に申し出の上、当該利用者様に関する第1項のサービス実施記録を閲覧することも出来ます。

## 2. 利用者負担金

### 介護保険予防介護訪問看護事業 利用料

	提供時間	基本料金(介護保険適用)	
		要介護(1回あたり)	要支援
	① 20分未満	314 単位	303 単位
	② 30分未満	471 単位	451 単位
	③ 30分以上1時間未満	823 単位	794 単位
	④ 1時間以上1時間半未満	1128 単位	1090 単位
緊急時訪問看護加算 II		574 単位	
初回加算		300 単位	
退院時共同指導加算		800 単位	
サービス提供体制加算 I		6 単位	
特別管理加算 (I)		500 単位	
特別管理加算 (II)		250 単位	
看護体制強化加算 (I)		600 単位	
看護体制強化加算 (II)		300 単位	
ターミナルケア加算		(該当月)2000 単位	
長時間訪問看護加算		(1回)300 単位	
複数名訪問加算 (I)	① 30分未満	(1回)254 単位	
	② 30分以上	(1回)402 単位	
複数名訪問加算 (II)	① 30分未満	(1回)201 単位	
	② 30分以上	(1回)317 単位	
同一建物に住居する利用者のサービス提供減算		1回につき基本利用料の10% (20人以上)	
		1回につき基本料利用の15% (50人以上)	

※20分未満の訪問看護は、週に1回以上20分以上の看護師による訪問を行った方が対象です。

※1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間の訪問看護に関わり算定する。

以下の時間帯は基本料に対し割増料金となる。

早朝（午前 6時 ～ 午前 8時）	25%増
夜間（午後 18時 ～ 午後 22時）	
深夜（午後 22時 ～ 午前 6時）	50%増

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくケアプランに定められた目安の時間を基準とします。

※特別管理加算の対象となる状態は次のとおりです。

**【特別管理加算 I】**

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。

**【特別管理加算 II】**

- ① 在宅腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、
- ② 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態。
- ③ 真皮を超える褥瘡の状態。
- ④ 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められている状態。

## 医療保険訪問看護事業 利用料

### 基本料金

訪問看護基本療養費 (I)	週3日まで (1日1回につき)	5,550円/日
訪問看護基本療養費 (I)	週4日以降 (1日1回につき)	6,550円/日

※同一建物居住者に同日に2人訪問した場合に算定

訪問看護基本療養費 (II)	週3日まで(1日1回につき)	5,550円/日
訪問看護基本療養費 (II)	週4日以降(1日1回につき)	6,550円/日

※同一建物居住者に同日に3人以上訪問した場合に算定

訪問看護基本療養費 (II)	週3日まで(1日1回につき)	2,780円/日
訪問看護基本療養費 (II)	週4日以降(1日1回につき)	3,280円/日

※入院中の利用者が在宅療養に備え一時的に外泊をしている場合に算定

訪問看護基本療養費 (III)	入院中(外泊時原則 1回)	8,500円/回
訪問看護管理療養費 II	月の初日(機能強化型 I~III以外)	7,670円
	2日目以降	2,500円
24時間対応体制加算	6,400円/月	
特別管理加算 I	5,000円/日	重症度の高い方
特別管理加算 II	2,500円/日	上記以外の方
乳幼児加算	1,500円/日	6歳未満の方の場合
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円/日	6時~8時、18時~22時
深夜訪問看護加算	4,200円	22時~翌朝6時
退院時共同指導加算	8,000円 入院中の利用者・家族に指導した場合、初回訪問時に加算	
特別管理指導加算	2,000円 特別管理加算対象者に対し退院時共同指	

	導加算に上乗せする	
退院支援指導加算	6,000 円 退院日に指導を行った場合初回訪問時に加算	
長時間訪問看護加算	5,200 円	
在宅患者連携指導加算	3,000 円/回	月 1 回を限度
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000 円/回	月 2 回を限度
ターミナルケア療養費	25,000 円	
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	ICT を活用した遠隔死亡診断
訪問看護情報提供療養費	1,500/回	

精神科療養看護 基本療養費（Ⅰ）	保健師・看護師・作業療法士	週 3 日目まで 30 分以上	5,550 円/日	
		週 3 日目まで 30 分未満	4,250 円/日	
		週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円/日	
		週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円/日	
	准看護師	週 3 日目まで 30 分以上	5,050 円/日	
		週 3 日目まで 30 分未満	3,870 円/日	
		週 4 日目以降 30 分以上	6,050 円/日	
		週 4 日目以降 30 分未満	4,720 円/日	
精神科療養看護 基本療養費（Ⅲ）	保健師・看護師・作業療法士	同一日に 2 人	週 3 日目まで 30 分以上	5,550 円/日
			週 3 日目まで 30 分未満	4,250 円/日

	准看護師	週 4 日目以降 30 分以上	6,550 円/日	
			週 4 日目以降 30 分未満	5,100 円/日
		同一日に 3 人 以上	週 3 日目まで 30 分以上	2,780 円/日
			週 3 日目まで 30 分未満	2,130 円/日
			週 4 日目以降 30 分以上	3,280 円/日
			週 4 日目以降 30 分未満	2,550 円/日
		同一日に 2 人	週 3 日目まで 30 分以上	5,050 円/日
			週 3 日目まで 30 分未満	3,870 円/日
			週 4 日目以降 30 分以上	6,050 円/日
			週 4 日目以降 30 分未満	4,720 円/日
		同一日に 3 人 以上	週 3 日目まで 30 分以上	2,530 円/日
			週 3 日目まで 30 分未満	1,940 円/日
			週 4 日目以降 30 分以上	3,030 円/日
			週 4 日目以降 30 分未満	2,360 円/日
		精神科訪問看護 基本療養費 (IV)		8,500 円/回 (入院中 1 回 又は 2 回)

長時間精神科訪問看護加算	週1日を限度 (別に厚生労働大臣が定める場合は週3日) ※30分未満を除く	5,200円/日
複数名精神科訪問看護加算	(保健師・看護師・作業療法士)	
	1日に1回 同一建物内に1人	4,500円
	同一建物内に2人	4,500円
	同一建物内に3人以上	4,000円
	1日に2回 同一建物内に1人	9,000円
	同一建物内に2人	9,000円
	同一建物内に3人以上	8,100円
	1日に3回 同一建物内に1人	14,500円
	同一建物内に2人	14,500円
	同一建物内に3人以上	13,000円
	(准看護師)	
	1日に1回 同一建物内に1人	3,800円
同一建物内に2人	3,800円	
同一建物内に3人以上	3,400円	
1日に2回 同一建物内に1人	7,600円	
同一建物内に2人	7,600円	
同一建物内に3人以上	6,800円	
1日に3回 同一建物内に1人	12,400円	
同一建物内に2人	12,400円	
同一建物内に3人以上	11,200円	
(保健師等または看護補助者)		
週1日を限度		
同一建物内に1人	3,000円	
同一建物内に2人	3,000円	
同一建物内に3人以上	2,700円	
精神科複数回訪問加算	1日に2回指定訪問看護を行った場合	
同一建物内に1人	4,500円/日	
同一建物内に2人	4,500円/日	
同一建物内に3人以上	4,000円/日	

	1日に3回以上指定訪問看護を行った場合	
	同一建物内に1人	8,000円/日
	同一建物内に2人	8,000円/日
	同一建物内に3人以上	7,200円/日
精神科訪問看護 基本療養費(Ⅳ) ※3	入院中の利用者が外泊中の訪問看護	8,500円/日

※3 入院中の利用者が在宅療養に備えて一時的に外泊している場合

### 3. 訪問看護の中止(キャンセル)と予定していた看護職員が訪問出来なかった場合の対応

- ・訪問看護を中止する場合は、実施の2時間前迄に連絡して下さい。
- ・予定していた看護師が都合により訪問出来なくなった場合は、速やかに代行の看護師を訪問させます。

### 4. 社会情勢及び天災について

- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせていただく場合があります。
- ・社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、事業者の義務の履行が遅延、若しくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとします。

### 5. 虐待防止について

利用者様の人権擁護・虐待防止の為に、次に挙げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見人制度を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

6. サービス及び事故発生に関する苦情、相談窓口

※当ステーションの訪問看護に関する相談及び苦情を承ります

管理者 鳥居康一

電話:0475-78-3630

携帯:080-4202-2529

千葉県国民健康保険団体連合会

相談連絡先:TEL 043-254-7318

東金市市民福祉部高齢者支援課

相談連絡先:TEL 0475-50-1165

7. その他

緊急を要する訪問或いは交通事故等により、予定の訪問時間や訪問日時の変更を行うことがありますのでご了承下さい。その場合には、事業者よりご連絡・ご説明させていただきます。また予定していた訪問看護師が訪問出来なくなった場合は、代行の看護師が訪問致します。